

別表 3

## 指定地区及び指定期間

(令和4年4月1日現在)

根拠法	指定地区	課税免除等の指定期間
新過疎法	<p>【過疎地域】</p> <p>日南市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>都城市（旧高崎町、旧高城町の区域に限る）</p> <p>延岡市（旧北方町、旧北川町、旧北浦町の区域に限る）</p> <p>小林市（旧須木村、旧野尻町の区域に限る）</p> <p>日向市（旧東郷町の区域に限る）</p> <p>【特定市町村】</p> <p>木城町</p>	R3. 4. 1～R6. 3. 31
離島振興法	島野浦島（延岡市）、大島（日南市） 築島（串間市）	H5. 4. 1～R5. 3. 31
	離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	公示日～R5. 3. 31
半島振興法	串間市（旅館業除く。）、 日南市（旧南郷町の区域＊）	S61. 4. 1～R5. 3. 31  ＊旅館業については H23. 6. 30前取得分まで
	半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	公示日～R5. 3. 31
地域再生法	諸塚村、椎葉村を除く県内全域 （～R6. 3. 31までに認定獲得必要あり）	認定を受けてから 3年内
地域未来 投資促進法	県内全域	H29. 12. 22～ R5. 3. 31